



ぜいきん 税金

●総領事館に 相談して ください

日本に 住む人は 税金を 払います。
税金は 安心して 住むことが できる 町を つくるため 使っています。
税金は 難しいです。総領事館に 手伝ってもらって ください。

●所得税<国に 払う 税金>

居住者<日本に 決まった 住所が ある>の人は 1月1日から 12月31日までの 1年の 間に もらった お金の 多さで 税金が 決まります。外国で もらった お金も 計算に 入ります。次の 年の 2月16日から 3月15日までの 間に 税務署<税金の 仕事をする 国の 事務所>で 税金を 払って ください。
会社で 働いている人は 会社が 税金を 計算します。会社からだけ お金を もらう人は 確定申告<税務署に 言う>は いりません。非居住者<日本に 決まった 住所が ない>の人は 税務署に 相談して ください。
わからないときは 税務署に 聞いて ください。

ひめじ ぜいむしょ 姫路税務署
でんわ 電話 079-282-1135
(ひめじ しほうじょう ちょうめ 姫路市北条1丁目250)



ぜいきん 税金

●住民税<県や 市に 払う 税金>

1月1日に 住所がある 市や 町に 税金を 払います。1月1日から 12月31日までの 1年の 間に もらった お金の 多さで 税金が 決まります。2月16日から 3月15日までの 間に 市役所に 申告<市役所に 言う>を してください。
会社からだけ お金をもらっている人や 所得税<国に 払う 税金>の 確定申告<税務署に 言う>を する人は 住民税<県や 市に 払う 税金>の 申告は いりません。
会社で 働いている人は 会社が 税金を 計算します。毎月 もらう お金から 会社が 税金を 引いて 市に 払います。
会社で 働いていない人は 市役所から 税金の おしらせが 届きます。税金を 払う方法が 書いています。よく 読んで ください。
日本を 出るときは 税金を 払ってから 出ます。
わからないときは 市民税課に 電話して ください。

しみんぜいか 市民税課
でんわ 電話 079-221-2261

●固定資産税<土地や 家に かかる 税金>

土地や 家などを 持っている人は 税金を 払います。
わからないときは 資産税課に 電話して ください。

しさんぜいか 資産税課
でんわ 電話 079-221-2271

●軽自動車<660ccまでの 車>税

4月1日に 軽自動車<660ccまでの 車>を 持っている人は 税金を 払います。
軽自動車を 買った時 もらった ときから 15日の間に 市役所に 知らせて ください。
車を 使わなくなったときや 売ったとき 30日の間に 市役所に 知らせて ください。

しゅぜいか 主税課
でんわ 電話 079-221-2257